

令和 6 年能登半島地震の影響による介護保険料の減免について

令和 6 年能登半島地震の影響により、次のいずれかの要件を満たす方は、介護保険料の減免を受けることができます。

【対象となる方】

要件	減免額	
住家が全半壊、全半焼、床上浸水された方 (り災証明書(住家、居住)において半壊以上)	損害程度	軽減又は免除の割合
	全壊(長期避難世帯を含む。)	全部
	半壊・中規模半壊・大規模半壊	2分の1
	床上浸水	2分の1
主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方	全額免除	
主たる生計維持者の行方が不明である方	全額免除	
主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる方※	10分の8～全額	

※保険料が一部減額される具体的な要件

主たる生計維持者について

- (1) 事業・不動産・山林・給与収入のいずれかのうち、前年に比べて10分の3以上減少する見込みのものが1つでもあること。
- (2) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、収入を証明する書類(確定申告の控え等)が必要です。

○保険料の減免額は、減免対象保険料額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

減免対象保険料額(A×B/C)

A: 当該第1号被保険者の保険料額

B: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得額

C: 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

(D) 前年の合計所得金額に応じた減免割合

210万円以下の場合：全部(10分の10)

210万円を超える場合：10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料額の全部を免除。この場合、申請にはその旨を証する書類が必要です。

※減免の対象となる保険料は、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものとなります。

※減免対象となる方について減免理由が複数該当する場合は、減免額が最も大きいものを適用します。

申請に必要な書類等の詳細につきましては、下記までお問合せください。

【お問い合わせ先】中能登町役場長寿福祉課 介護保険担当 電話：0767-72-3133(直通)